イ　実用発電用原子炉設置者等による電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できるものであること。

ロ　電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと。

三　長期的に安定した水準を維持できるものであること。

（拠出金率の設定）

第十二条　法第十一条第四項に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。［新設］

一　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情に照らして、相応な比率であること。

二　実用発電用原子炉設置者等間における廃炉拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。

（廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の認可）

第十三条　機構は、法第十一条第五項の規定による認可を受けようとするときは、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。［新設］

（廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の通知）

第十四条　法第十一条第六項の規定による通知は、様式第五により行うものとする。［新設］

（機構の名称等の届出）

第十五条　実用発電用原子炉設置者等は、法第十二条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。［新設］

2　実用発電用原子炉設置者等は、法第十二条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第七による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（変更）

第十六条　法第十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。［新設］

一　実用発電用原子炉設置者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二　法第十二条第一項の規定により届け出た機構の名称及び住所

三　変更後の機構の名称及び住所

四　機構を変更しようとする日

（廃炉拠出金の納付）

第十七条　廃炉拠出金及び延滞金は、機構に直接納付する場合のほかは、金融機関に設けられた機構の口座に払い込むことによって納付しなければならない。［新設］

（端数計算）

第十八条　再処理等拠出金、廃炉拠出金及び延滞金の額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

（廃炉実施計画）

第十九条　認可業務計画（法第十三条第三項に規定する認可業務計画をいう。以下同じ。）の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、計画期間中、法第十六条に規定する廃炉実施計画を各年度ごとに作成し、認可業務計画に適合することについて機構の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　廃炉実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　廃止する実用発電用原子炉の存する工場又は事業所の名称及び所在地並びに廃炉に係る実用発電用原子炉の名称

二　当該年度に実施する廃炉の工程

三　当該年度に実施する廃炉に要する費用の見積り

四　認可業務計画の計画期間内に実施する廃炉の工程

五　認可業務計画の計画期間内に実施する予定の廃炉を円滑かつ効率的に進めるための取組の内容

六　円滑かつ着実な廃炉の実施に向けた他の実用発電用原子炉設置者等その他の者との連携に関する事項

（端数計算）

第二十一条　拠出金及び延滞金の額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。［新設］